毎週火・金曜日発行

号外第1号



目 次

ページ

ь Ф

公安委員会規則

報

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (三・警務課)1

0> 州 써 逥 公区 規 浬

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める 平成16年3月23日

秋田県公安委員会委員長 \mathbb{X} 迷 州 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を

課」に改め、同表刑事部の頂中「捜 第3条第1項の表生活安全部の項中 了 針 査 紦 뇄 $\mid \, \mid$ 寐 誤 州 例 淵 鼓 甾 例 雞 犯 生 臿 罪対 띘 | |誠 胀 端」 ൂ 境

項を次のように改める نا 「科学捜査研究所」を 兹 太 学摄置 戡 班兇 覔 凝 疋 に改め、 同条第2項の表警務課の

貉 邶 犯罪被害者対策室

秋田東警察署設置準備室

第3条第2項生活保安課の項、捜査第一課の項及び捜査第二課の項を削る

第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。 第4条の2生活安全企画課の項中第6号及び第7号を削り、 第5号を第7号とし、

- (4) 古物営業及び質屋営業の許可に関すること。
- (5)警備業の認定及び指導に関すること

第4条の2生活安全企画課の項第8号を次のように改める

(8)インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報 技術を利用する犯罪の総合対策に関すること。

第4条の2生活安全企画課の項中第9号から第11号までを削り、 第12号を第9号と

第4条の2少年課の項の次に次のように加える

生活環境課

- (1) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (2)保健衛生関係事犯の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するも の を 除 へ。)。
- (3)経済事犯の取締りに関すること。
- (4)銃砲刀剣類の所持の許可及び取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に 属するものを除く。)。
- (5)火薬類、高圧ガスその他の危険物の指導及び取締りに関すること(組織犯罪 対策課の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 風俗営業の許可及び取締りに関すること。
- (7)風俗関係事犯の取締りに関すること
- (8)外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること
- (9)保安関係の特別法違反(前各号に掲げるものを除く。)の取締りに関するこ

第4条の2生活保安課の項を削る

改め、同号を同項第5号とし、同項の次に次のように加える 所及び隊」に改め、同条刑事企画課の項第10号中「課」の次に「 、 所及び隊」を加 10号までを削り、同項第11号中「第1号から第4号まで及び前号」を「前各号」に 第5条の見出し中「及び所」を「、所及び隊」に改め、同条中「及び所」を「 同条捜査第一課の項第6号及び第7号を削り、同条捜査第二課の項第5号から第

組織犯罪対策課

- (1) 暴力団に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること、
- (2)暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。
- (3)暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (4)暴力団追放運動推進センターに関すること。

計 津

>

ᆐ

理し、 対るる

室の職員を指揮監

署設置準備室の事務を掌

命を受け、秋田東警察

署設置準備 秋田東警察

篏 阻

删 , (咻 (7) 部内の他の課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。 (6) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。 (5) 麻薬、覚せい剤その他薬物事犯の取締りに関すること。

猫

矋

- 機動捜査隊

第5条科学捜査研究所の項の次に次のように加える。

- (1) 犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること
- (2)重要事件の初動捜査活動に関すること (3) 広域機動捜査班の運営に関すること。
- (4) その街特に倍ごのたたこと。

び隊」を加える。 『6条の見出し中「各課」の次に「 、センター」を加え、同条中「各課」の次に センター」を加え、同条交通企画課の項第8号中「課」の次に「 、センター及

第16条第1項の表中「留置場」を「留置」に、 生活安全部 描 # 銃器対策官 件総 掣 ⊪ 椛 例

进 生活安全部 # 먉 笳 # 銃器対策官 件 総 掌 ŗī

铡 貉 鰥 犯罪被害者 ₽ 뫋 一海室 阃 加 剛 室の職員を指 対策室の事務を Ś 般に関する企画 Ś に関する事務 命を受け、 铡

命を受け、

テク犯

罪対策室の事務を掌理 命を受け、ハイテク犯

نا

生活保安課 ₩ # 沾 份 圓 ₩ 誤 罪対策室長 銃対 뫋 誠 ハイテク犯 胀 器 胀 境 卧 採 字 Ľ 畑 세 乴 嘂 ्र १० 罪対策室の事務を掌理 の職員を指揮監督する。 の職員を指揮監督する し、室の職員を指揮監督 策室の事務を掌理し、室 策室の事務を掌理し、 命を受け、銃器薬物対 命を受け、環境犯罪対 命を受け、 ハイテク犯 邸

例 生企 뇄 画 州 ₩ 誤 7

屈 빫 鬉 બ 整す 1 例 铡 貉 ൂ 户 뫛 犯罪被害者 無全 阃 加 ⊪ Ś 般に関する企画及び調整 Ø 室の職員を指揮監督す 対策室の事務を掌理し、 に関する事務を掌理す 命を受け、 船を受け、 犯罪被害: 警察運営

例 及 傑

业 Ç 画

罪対

淄 鍛瓷 胀 剛 裞 命を受け

捜査第一

业

뫛 嫵 Ł 加旦 室の事務を る事務を掌 査の指揮及 命を受け

胀

ା

職員を指揮

船を受け

Ĺ

策室長

し、室の職員を指揮監督

ە ھ ھ

捜査第二課

意見聴取官

員に対する 係る意見聴

理する。 び指導に関す 、組織窃盗捜 るおそれのあ 措置命令等に 野歯する. に関する事務 取に関する事 掌理し、室の 暴力団によ 指定暴力団 暴力団対策 少年事件 捜査指導官 例 組 対 搜查第一課 織 犯 胀 務のうち、専門的な知識 びに教養に当たる。 件の捜査における指導並 及び技能を要する少年事 罪罪 命を受け、課の所掌事 組対 保護対策官 意見聴取官 鍛郃 胀 窗 宮 る者の保護に関する事務 る危害を被るおそれのあ 務を掌理する。 る事務を掌理する。 係る意見聴取に関する事 員に対する措置命令等に 査の指揮及び指導に関す 命を受け、指定暴力団 命を受け、組織窃盗捜 命を受け、暴力団によ 保護対策官 を掌理する。 る者の保護 務を掌理す る危害を被 命を受け 接置 ڏي

ター長 指導官 少策 - [# 弁 年 剛 年 τ 揮監督する し、センターの職員を指 トセンターの事務を掌理 保護に関する事務を掌理 びに教養に当たる。 件の捜査における指導並 及び技能を要する少年事 務のうち、専門的な知識 命を受け、少年サポー 命を受け、被害少年の 命を受け、課の所掌事

ڏر

· 接 查 第 二 課		捜 音第一 課		
暴力団特別	特捜指導官	性犯罪捜査措 導 官	広域機動 捜査班長	機動捜査
命を受ける犯罪の捜	命を受け 務のうち、 及び技能を 罪の捜査に びに教養に	命を受け の指揮及び 事務を掌理	命を受け 査班の事務	命を受け の事務を掌 員を指揮監

		È
生活保安課		件
宗:		黨
楽 茄	4 4 %	被对
卷 製	少 サポー センター	害 谀 策
	年十一県	年官
命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する薬物事犯の捜査における指導並びに教養に当たる。	命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	命を受け、被害少年の 保護に関する事務を掌理 する。
	构	

	È		
	在 編		
シャ ウ ドソ	被 世		

課の所掌事

指導に関する

性犯罪捜査

Ø

例

を処理する,

広域機動捜

尊する。

理し、隊の職

機動捜査隊

務を掌理す

菲 鼓 加 の事務を処理し、捜査第 ・課長を補佐する。 船を受け、 強行特搜班

に改める

この規則は、 골 浬 平成16年3月24日から施行する。 に改める部分を除く。 ただし、第3条第1項の改正規定

)、同条第2

第5条の) 及び第

16条第1項の改正規定(警務課、捜査第一課及び機動捜査隊の項に係る部分を除

)は、同年4月1日から施行する

改正規定(科学捜査研究所の頃の次に機動捜査隊の項を加える部分を除く。 項の改正規定(生活保安課の項及び捜査第二課の項を削る部分に限る。

「科学捜査研究所」を 쵏 科学捜査研究所 動 鼓 有隊隊

捜査第二課 捜査第一課 特搜指導官 蒞 性犯罪捜査 掣 ⊪ 及び技能を要する知能犯 事務を掌理する。 びに教養に当たる。 罪の捜査における指導並 務のうち、専門的な知識 の指揮及び指導に関する 命を受け、課の所掌事 命を受け、課の所掌事 命を受け、 性犯罪捜査

鼓 ద ⊪ 犯の捜査における指導並 及び技能を要する薬物事 務のうち、専門的な知識 びに教養に当たる。

船を受け、 組織犯罪の

嬔 戡 当 曹 쳶 隺 淵 % क 捜査に関する事務を掌理 命を受け、 広域機動捜

組特班

旦

鶲

査に関する事

機動捜査隊

N

戡

査 掝

莊

加

査班の事務を処理する,

暴力団に係

账

たる。

おける指導並 要する知能犯 専門的な知識

組 対

織犯 胀

嘂 誤

> 笳 採

乴 掣

捜査第一課 迴 機動捜査隊 強班 ìì 凝 祚 螆 ᇑ ᇑ の事務を処理し、捜査第 の事務を処理し、捜査第 一課長を補佐する 命を受け、機動捜査隊 命を受け、 強行特搜班

一課長を補佐する。

例

捜査第一課 強行

者 秋 田 県

発

行

秋田市山王四丁目一 番

号

購読料金

一月三千五百円

印 印 刷 刷 所

者

00151 古紙配合率100%